

消費税仕入控除税額報告Q & A

No	質問	回答
1	消費税の申告義務がないが、報告の必要があるのか。	免税事業者であっても報告する必要はあります。
2	提出する確定申告書は、所得税と消費税のいずれかを添付すれば良いか。	消費税の確定申告書を添付してください。
3	添付する確定申告書は、いつのものを添付すればよいのか。	補助金の交付決定を受けた年度のを添付してください。
4	補助金の交付決定を受けた年度の確定申告が終了していないが、どうすればよいのか。	補助金の交付決定を受けた年度の確定申告が終了しましたら速やかに御提出ください。
5	1つの医療法人が複数の医療機関を開設している場合、報告書は法人として1部提出すればよいのか。	医療機関ごとに交付決定を行っているため、医療機関ごとに報告書を作成し、提出してください。
6	報告書本文に記載する日付及び文書番号は、何を記載すればよいのか。	交付決定通知書に記載されてある日付及び文書番号（指令番号）を記載してください。詳しい記載方法は、ホームページに掲載してある記載例を御参照ください。
7	交付決定通知書を紛失してしまい交付年月日等が記載できない。	該当の文書が見つからない場合は、付せん又は申請書の余白に鉛筆書きで、「交付決定通知書が見つからず、記載できない」旨を記載し、空欄のまま提出してください。（県による補正を承諾したものと見なし、県が記載します。）
8	交付決定を受けた後に診療所名が変わったが、どちらの名称で報告すればよいのか。	現在の診療所名で提出をお願いします。ただし、変更前の診療所名が分かるように報告書を作成してください。
9	診療所を廃止したが、報告書の提出は必要ですか。	必要です。
10	同時期に実施した医療従事者向けの慰労金についても報告する必要があるのか。	慰労金は補助金には該当しないため、報告は不要です。